

平成 22 年度第 19 回 税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 12 月 9 日（木）17 時 15 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は、専門家委員会の中間報告についてお話を伺った後、7 日と 8 日の審議事項について自由討議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

最初に、専門家委員会の中間報告について神野専門家委員会委員長よりお願いをしたいと思います。専門家委員会は当調査会の要請に基づき、10 月に議論を再開し、税制抜本改革に向けた課題の検討の一環として「税目ごとの論点の深掘り」を行っていただきました。本日は、この秋に行った議論についてとりまとめられた「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告につきまして御報告をお願いいたします。

それでは、神野先生、お願いを申し上げます。

○神野専門家委員会委員長

委員長を仰せ付かっております神野でございます。よろしく願いいたします。

お手元に要約というものと、それから中間報告の本体が行っているかと思えます。御覧いただきますと、要約の方は「I. はじめに」から税目ごとに「II. 個人所得課税」「III. 資産課税」「IV. 消費課税」、それから「V. 法人課税」と分けたものでございますが、本体の方、2 ページ目をおめくりいただきますと「II. 個人所得課税」など、税目ごとにおおよその要約を四角の中で囲っております。この囲いました四角だけを取り出してまとめたものが要約版になっておりますので、そういう構成になっているということで御覧いただければと思います。

本体の方で御説明をさせていただきますと、私ども専門家委員会はあくまでもこの税制調査会のスタッフでございますので、税制調査会の方から 2 年間にわたって抜本的な税制改革案を策定するという御要請をいただいております。その過程といたしまして、6 月に議論の中間的な整理、これは抜本的な税制改革のおおよその方向性を、1980 年代以降、これまでの税制改革を分析して、そこから抜本的な税制改革へのアジェンダといいますか、課題を見つけ出す作業をした段階でもって議論の中間的な整理、方向性をまとめさせていただきます、私の責任においてまとめたものを当税制調査会の方に御報告申し上げます。

今回は、その中間的な整理を前提にしながら、税目ごと、租税ごとに論点を深掘りするようにという御要請をいただきましたので、秋口から始めた議論についてまとめて御報告をさせていただきます。

本体の方を見ていただきますと、6月に出しました論点整理を大きく5つ、実際には7つだったのですが、大まかにまとめると5つにまとめられると思います。

1つは、日本の現在の租税制度は税収調達能力を著しく欠いていて、これを回復する必要があるというのが第1の論点でございます。シュンペーターという偉大な財政学者は、第一次世界大戦後、オーストリアの大蔵大臣を40歳代で務めましたけれども、彼がそのときに書いた本は『租税国家の危機』という本ですが、既に市場社会の国家は租税によって公共サービスを調達するのに、租税で調達できなくなった国家に日本も近くなりつつあるということを第1の問題意識にしておりまして「支え合う社会」を実現する必要な費用は広く国民の間で分かち合うということが必要であるという課題をそこから出しております。

もう1つは、これとかなり密接に関連するのですけれども、税制の重要な機能である所得の再分配機能が著しく落ちているという2番目の課題です。

3番目の課題については、社会保障の安定財源を確保する必要がある。現在は大きな時代の転換期で、新しい産業をつくり出すためにも安心、そしてチャレンジということが必要なので「強い社会保障」を支える「強い財政」をつくり、それによって人々が、国民が安心して新しい仕事や産業構造の形成にチャレンジできて、そのことによって「強い経済」をつくり出すような好循環をつくる必要がある。これは今年の税制改正大綱でも盛り込まれている精神でございますので、そうさせていただいております。

4番目には、民主党が掲げている地域主権改革を推進するための税制を確立すること。

そして、税制全般を見直して、税体系というものは基幹税、キータックス、基幹的な税金を補完税、それを補完する税金で補って税体系をつくるわけですが、現在の日本の税制では基幹税が所得税なのですけれども、もう基幹税の体をなさなくなっておりますので、消費税と所得税、付加価値税と所得税を車の両輪とするような税体系をつくり上げていく必要があるという、5つの課題を掲げておりました。

それで、個別の税目ごとに検討を加えますけれども、最初に申し上げましたように、私どもはあくまでもスタッフでございますので、議論は学問的に、理論的に、専門的に分析をした上で、委員の間で一致したところはそのまま一致したままで書いておりますが、複数の意見が出されたときには両論として併記をいたしまして、決定はあくまでも政府税制調査会の方で行われますので、政府税制調査会が適切な政治判断を行う上で私どもの意見を取り上げていただければということで両論を併記しております。

その後、2ページ目の一番上の段落辺りからずっと書いてあることは、抜本的な税制改革のビジョンの策定作業と同時に、各年度の税制改革も大きなビジョンの下に位置づけるという方向性を持って、社会保障改革の全体像などと有機的に関連付けて進めていただければというふうに書いております。

また、今年度の税制改革についても、当面の検討課題について御要請をいただいた件については私どもも、ここで触れておりますけれども、あくまでもスタッフとして理論的な観点から、側面のみで記させていただきます。

具体的に税目ごとに見ていただきますと、2ページ目の「II. 個人所得課税」を見ていただければと思いますが、おおよその内容については四角の中で囲った中に書いてございます。

最初の○を見ていただきますと、個人所得税で重要な機能である所得再分配機能と財源調達機能ということの回復することが重要であるということ。

それと、こうした機能を回復するためには、高額所得者に結果的に有利になっている所得控除の見直しなどを進めて課税ベースを拡大する必要があるということの2番目に掲げております。

本文の方を見ていただきますと、3ページ目の「1. 所得税」で「(1) 現状・課題」のところをざっとお目通しいただければと思いますが、現在の所得税は、税収調達機能が落ちているだけではなく、累進性もかなり低下をしているという認識に基づいて、4ページ目を見ていただきますと「(2) 見直しの方向性」としては、所得税は消費税、つまり付加価値税とともに、現代の税制では車の両輪にする基幹税ですので、これを基幹税として回復する必要がある。

それで「① 税率構造の見直し」という点を見ていただきますと、再分配機能を強化し、財源の調達機能を回復するという観点から、実質的に累進性を高めていくということについては委員の間では一致しております。

ただ、その方法論でやや一致していない点は、実質的な累進性を高める上で、税率構造をいじって、特に最高税率を引き上げた方がいいという意見と、世界の所得税を見渡しても50%が限度なので、最高税率は50%程度でいいのではないかと。むしろブラケットといいますか、最高税率を適用される所得の範囲その他を見直す方がいいのではないかとという意見に分かれております。

それから、実質的に累進性を高めるという意味では、先ほども要約のところでお話しいたしましたけれども、所得控除を見直していくというのが重要なポイントになりますが、所得控除から税額控除、あるいは手当へ、それから課税ベースを拡大するというようなことが論点となるのですが、給付付き税額控除については、導入するには目的をどうするかとか、税務執行上かなりの問題をはらみますので、この点も十分に配慮する必要があるというふうにしております。

給与所得控除については、これは委員の間ではほぼ一致しております。給与所得控除については、控除に上限が設けられていないわけですが、主要国では上限が設けられていないという例は見られないことを考慮しても、上限を設けるべきではないかということについては一致しております。

給与所得控除の理屈は、勤労所得の費用を概算的に控除するという考えと、それか

ら他の所得との差別性といいたいまいしょうか、担税力が非常に弱いので、給与所得が弱いのでという2つの性格に基づいているのですが、特に役員などの報酬については必ずしも差別性を設けて給与所得というふうを考えていくべきかどうかなどを含めて上限を設けてもいいのではないかという意見で大体まとまっております。

それから、成年扶養控除の件ですけれども、これについてもほぼ一致していて、つまり諸外国においても障害者であるか否かとか、限定的に認めているので、そうした点に十分留意しながらも、原則的には見直していいのではないか。こういうことでは一致しております。

次の6ページをおめくりいただきますと、配偶者控除の件ですが、これについては考え方も真っ二つに分かれております。

それで、配偶者控除については、廃止すべきであるということ言えば、女性の就労にとって税制は中立的でなければならないのに、配偶者の家事労働、つまり配偶者が働きに出ていないということが担税力の減殺要因になっているわけではないので、中立性を確保すべきであるという意見。

それから、配偶者控除を廃止しても必ずしも中立性が確保されないとか、一人ひとりに基礎控除を認めるという考え方からすれば、廃止すべきではないという意見が強くあります。これは課税単位が日本では個人単位になっているんですが、実質的に世帯単位で、あるいは夫婦単位で考慮すべきではないかという意見に裏打ちされているのではないかと思います。

更に、納税者本人の収入が高いほど配偶者控除の適用割合も高いという実態を見れば、これは就労の中立性ということよりも応能的といえますか、担税力に応じた課税という観点からすれば、ここは見直してもいいのではないかという意見も出ておりますが、これは一致しておりません。

「③ 金融証券税制」については、金融証券税制は本則の20%に戻してもよいのではないかという原則論では一致しているというふうに申し上げていいと思います。これはそこにいろいろな理由を書いておりますけれども、給与所得の平均が20%なのに、金融所得が10%であるとか、所得間の公平性や、それから金融所得間の中立性も阻害するのではないかという観点から言っても、金融証券税制については本則に戻してもいいのではないか。

更に、法人税の税率を見直すのであれば、法人の利潤を個人の受け取り段階で通常は強化していくというのが普通の考え方ですので、そうした観点からもこれについては、もしも法人税率を引き下げるのであれば本則に戻していいという意見も見られておりますが、理屈はいろいろあっても本則に戻すという点では一致しているという点でございます。

「2. 個人住民税」ですが、個人住民税については、これは地方自治体の公共サービス、クラブ財と言われますが、クラブの会費みたいなものだからということです。

そういう会費みたいなことであるということを考えれば、地方の税の基軸になる税金、租税になりますので、充実が必要であるということ。

それと、クラブに対する会費であるということから、国税で見直される所得控除に加えて、政策的な控除、生命保険料控除とか、そうした政策的な控除についても見直しを検討すべきではないかという意見も出ているということです。全員から出ているというわけではありません。

それから、あとは同じような感じになりますが「III. 資産課税」についてです。

相続税も所得税と同じように再分配機能と財源調達機能があり、国民の担税力に応じてかけられる税金としては所得税と相続税が代表ですので、相続税についても再分配機能や財源調達機能が急速に落ちていきますから、これについても見直すべきであるという意見でほぼ方向性は一致しているというふうに言っていきたいと思います。

お手元の10ページ目を見ていただきますと、相続税には大体3つぐらいの課税をするときの根拠があって、1つは所得税とは違って無償の移転です。市場を通さない移転所得、相続という移転所得を得るので、その担税力に応じた課税をする必要があるというのが一つの根拠です。

もう一つは、富の集中を排除するという意味から、富の再分配機能を高める。

それから、もう一つの根拠は、1世代に1回の課税。つまり、その人が将来、様々な公共サービスの利益を得ながら蓄積した富を死亡時に清算していくという考え方と、3つぐらいあるかと思っています。それで、いずれの方向でも見直していく必要があるということ。

それと、特に所得課税から消費課税に移るのであれば、死亡時に残していく財産を、これは消費であるというふうにみなしてかけないと整合的ではないので、そうした観点からも1世代に1回の課税という根拠が最近主張される方が多くなっているということでございます。

「(2) 見直しの方向性」としては、バブル期に非常に土地の価格などが上がったときに基礎控除やその他の控除を大きく見直したこともあって、基礎控除その他の水準が高くなり過ぎているので、少し落とした方がいいのではないかとということ。

それから、ここでも配偶者控除を、これは御案内のとおり、法定相続分ですと非課税になっていますので、いかなる巨大な相続であってもかからないというのは余りにもおかしいのではないかと。これは制限を設けるべきであるという議論と、配偶者というものはほぼ同世代なので、同世代間の移転で、いずれまたすぐ相続が行われるので、そこはいいのではないかとという意見と、2つに分かれているということです。

「2 贈与税」についてですが、贈与税は相続税の補完税としてかけるのには理由がございまして、相続税をかけたときに相続税をループホール、抜け穴として生前贈与をしてしまうとか、世代の飛び越し、子どもから孫へというふうに、子どもに財産が移転するのではなくて、孫に移転させてしまうというような、そういうループホー

ルがありますので、それを埋めるということが贈与税の大きな役割なのです。

けれども一方で、若い世代に早目に財産を移転していった経済的な活力を高めるといふ要請が最近強まっておりますので、そこに書きました、相続時精算課税なども導入してきたところ です。

そこで「(2) 見直しの方向性 (若年世代への資産移転)」として、若年世代に資産の移転を早めていくという観点から、暦年課税や相続時精算課税制度について緩和を図っていくべきではないかという主張。

それと一方で、先ほど御説明しましたように、贈与税というものは相続税の補完税なので、そのループホールを開いてしまうと余りにも副作用が大きいいという意見と、2つ出ているということです。

「3. 固定資産税」につきましては、これは地方税で、地方税の中で重要な基幹的な税金でございますので、これについては、戦前は固定資産税というものは地租と言われていた税金ですが、例外的に免税などというものはほとんどありません。皇族でも納税義務がございましたので、余り政策的な配慮をする必要はないのではないかと。減税措置をする必要はないのではないかとという意見も出ております。

それから、14 ページのところ「IV. 消費課税」の方に移っていただきます。

消費課税については、私どもは引き上がったときということ を前提というわけでは ありませんけれども、消費税について、税率とか時期について一切触れているわけでは ありませんが、もしもこれを、先ほど言いましたが、車の両輪とするような基幹税に位置づけるような暁には検討していくべき問題点を拾っております。

重要な点は、今後の税制改革において消費税というものは、社会保障制度全般を支える安定的な財源であるということです。これは所得税が垂直的再分配、つまり豊かな人から税を取って、貧しい人に戻していくということで肯定化されるとしますと、消費税というものは水平的再分配というふうにいいますけれども、同じ所得であってもリスクに陥ったとき、年を取ったとか、年金ということになりますと、年金とか、それから子どもを産んだというのはリスクであると私が言いますと問題がありますけれども、子どもを育てていかななくては いけない。あるいは病に陥っているというような、リスクに陥ったときにお互いに支え合うというような財源として肯定できるはずですので、水平的には再分配というようなことを考えますと、重要な財源として考えるべきであろうというふう に位置づけております。

そして、16 ページを開けていただきますと、所得再分配、特に消費税というものは負担が逆進的であるという非難があるわけで、これについてはどうかということなのですけれども、消費税が逆進的であるかどうかということ を消費税だけで考えて所得再分配を考えるのではなく、他の社会保障との関連でどうかとか、それから他の税金と、つまり所得税が累進的であれば、さっき言いましたように、必ずしも税制全体として租税負担が垂直的に公平であるかどうかということ を考えればいいので、必ずし

も消費税の中だけで考える必要はないのではないかという考え方ではほぼ共通の認識になっているというふうにお考えいただいてもいいと思います。

日本は現在、租税負担率は21%で、私が見る限り、世界でこれ以上低い国はないんです。一番高い国は69%のデンマークですが、69%のデンマークに、あなたの税金は高過ぎると思いますかというふうな問いをしますと、国民の40%ぐらいは高過ぎると言っているんですが、日本では60%以上の人々が高過ぎると言っているんです。それはなぜか。やはり他の要素、公共サービスがどういうものが出ているか、ということに引っかかってきていますので、全体的に考える必要があるのではないかと思います。

逆進性に対しては、御存じのとおり、複数税率を取るのか、それとも還付付き税額控除を取るのか、2つの方法がありますが、複数税率については当面取るべきではないだろうという考え方で一致しております。ただ、これは今の想定できる10%とかというような段階で、ヨーロッパ並みに、例えば20%になったらどうかというようなことは、また異論がある人がいるかもしれませんが、当面は複数税率を取る必要はないのではないかということで一致しているわけです。

もう一つは給付付き税額控除なのですけれども、給付付き税額控除については、確かに給付付き税額控除というものを入れた方が逆進性を緩めるということを経済にアピールする上でもいいのではないかという考え方と、これはカナダの専門家がおりますので、カナダで、御存じのとおり、カナダが唯一入れている国と申しますか、私の知る限りはカナダなんです。結局、何が重要かといいますが、所得税の方で還付するわけですから、それぞれの国民が自分の所得は幾らかということをはっきりさせる必要があるのです。国民全体に申告をしてもらわなくてはならないんです。そうしますと、カナダの例でいきますと人口が3,400万人で、20歳以上の人口が2,600万人なんです。確定申告をする人が2,300万人いる。それで、9割の人が確定申告をしているわけです。

日本で申しますと、人口が1億人いて、確定申告をする人が2,400万人ですから、カナダと同じなんです。人口は4倍なのにもかかわらず同じであるということですので、4倍の人々に確定申告をしてもらわなくてはならない。これは国民の側の納税協力費もかかりますし、政府の側の納税費用も、調達費用もかかるという点を考慮する必要があるのではないかということで問題点を指摘しています。

「(4) 課税の適正化」については政府税調の方でも御議論をいただいておりますので、事業者免税点制度や簡易課税制度、あとは「95%ルール」などの見直しなどを触れているところがございます。お読みいただければと思います。

「2. 地方消費税」のところについても、これは2つの基幹税ですので、地方消費税についても福祉を担っていく地方の、特にサービス給付を担っていく地方にとっては重要な位置づけを与えなければならないということ。それから、賦課徴収において地方の役割も拡大する必要があるだろうということも2つ書いてございます。

それから、19 ページから「V. 法人課税」ということになります。

法人課税については両論ございまして、そもそも委員会の方では一致しておりません。20 ページを見ていただきますと、現状についても、法人税の税負担は、実効税率などは高過ぎるという意見と、いや、社会保険料の事業主負担を加えれば決して高くはないという意見が相打っております。

それから、法人実効税率の引下げについてはほぼ、実効税率そのものの引下げはしても、それは課税ベースを拡大するという方向でやるべきであるということではほぼ一致しております。税率の引下げについても、これは成長戦略との整合性で引き下げるべきであるという意見と、引き下げても必ずしも国際競争力の強化と結び付くという証拠がないではないかという意見も、これは両論ございまして、そのまま書いてございます。

22 ページ目などを開けていただきますと、その際、仮に法人実効税率の引下げをする場合であっても、先ほども言いましたけれども、個人段階で金融資産所得などは強化すべきであるという意見もございまして。

当面の税制改革の視点は、これも二分されていて、税率を引き下げて課税ベースを拡大した方がいいという意見と、もう一つ、いえ、租税特別措置といいますか、政策的な措置で重点化した方が、産業構造を変えるとかそういう現在のような課題に対してはいいという両論ございまして、そのまま書いております。

更に、地方税については、国の政策として国際競争力強化などを行った場合に、それが地方に自動的に連動するということは避けるべきであるという意見が出ておりますので、それを書いてございます。

少し時間が長くなりましたけれども、以上、御説明させていただきました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。神野委員長始め専門家委員会の方々には本当にお忙しい中、精力的に御議論いただきまして、この場を借りて深く感謝を申し上げたいと思います。

ただいまの報告につきまして、何か御意見があればどうぞ。

池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

どうも、大変ありがとうございます。少し読ませていただいて、特に税の所得再配分機能等について非常に充実されているということは、これまで民主党がずっとやってきた方向性と一致しますので、敬意を表する次第でございます。ただ、少し焦点の法人税のくだりについて若干気になることがありますので、恐れながら指摘をさせていただきたいと思います。

21 ページの「(1) 法人実効税率引下げの目的・効果」については、確かにそういう両論があったからこういう書きぶりになっていると思うんですが、要するに国際競

争力の向上につながると考えられる。それから、新規の投資については効果が期待できるとの見方もある。外国企業の立地を促進される。非常に冷静な、こういう冷めた書き方をされております。

ところが、次の 23 ページの「(1) 課税ベースの拡大を併せた法人実効税率の引下げの意義等」というところになりますと非常に断定的な表現で、課税ベースを拡大しつつ法人実効税率の引下げを行うことについては、税負担の公平化が図られる、公平な税制度となる、新規企業・産業の創出につながるといった積極的な意義を見出すことができると、大変課税ベースの拡大を強調されているわけであります。

ですが、内容的に見ると、このいろいろな効果についてはまさに方法によると思うんです。方法によってこういうこともありますし、そうでない場合もある。ですから、中立的な表現にされた方がいいのではないかと私は恐れながら指摘させていただきませんが、断定的にこうなる。いろいろな場合があると思うんですよ。「生産性の高い黒字企業の税負担が軽減され」と。一方的にそういうことがないと私は思いますので、これは方法による。

ですから、こういう意義を 4 つばかり書かれておりますが、この点は少し気になるところでありまして、一言御指摘をさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

委員長、どうぞ。

○神野専門家委員会委員長

御意見はごもっともなのですが、ここは両論ございまして、今、申し上げたのは、課税ベースを拡大して実効税率を引き下げるべきであるという意見を持っている人たちの意見を (1) に書いてありまして、そうではないという意見を (2) に書いておりますので、(1) の意見は (1) の意見で断定しております。そうではないという意見は (2) の方に書いておりますので、政府税調の方で引下げの意義を、つまりベースを引き下げた方がいいのではないかとお考えになりますと、ここの中の論理が使えますということと、いや、逆に政策税制などを重点化した方がいいのではないかといい場合には (2) の方をお使いくださいということ、両論を書いているということでございます。

○池田経済産業副大臣

それは少し次元が違う話でありまして、課税ベースの拡大に併せた法人実効税率の引下げの意義を言っているわけですから、文章としてはわかるんです。「(2) 政策税制措置の重点化の意義等」と、実効税率の引下げよりも的を絞ったことをやった方がいいということはおわかります。しかし、この課税ベースの拡大を併せた法人実効税率の引下げをやると、いつも税負担の公平化とか公平な税制度になるかどうかというのは、少し引いて考えればやり方次第ですね。そのことを申し上げているわけです。

○神野専門家委員会委員長

ですから、そうではないという意見の人がおりますので、22ページの最初のところを見ていただきますと、課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引き下げるという選択肢と、政策税制措置の重点化により投資に対する限界税率を引き下げるという選択肢が存在するけれども、この両者については次の意見があったというふうに純粹に書いておりますので、ただ客観的に申し上げた。

ですから、これは断定的で間違っているというのがありますし、お隣に座っていらっしゃる小宮山副大臣も、配偶者控除のところについては、基礎控除というものはみんな一人ひとりに与えられているのではないか、これは間違っているのではないかと問われればそのとおりでありますが、そういう意見が出ているので、その意見は意見として書かせていただいているということです。

○池田経済産業副大臣

少し私は納得できないんですけれども、その2つは次元が違って、例えば「税制の簡素化や産業間の税負担の公平化が図られる」という、この(1)の中の議論として、いつもそうかといえばそうではないと私は思うんです。やり方次第です。そのことを言っているわけです。別に(1)と(2)はいいんです。ですから、そこを言っているわけです。

○神野専門家委員会委員長

一応、そういう意見が出ているので、そのまま書いているということでございます。

○池田経済産業副大臣

ですから、意見に対して私は言っているわけです。

○中野民主党税制改正PT座長

ここで議論をしても始まらないですよ。

○池田経済産業副大臣

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、平岡副大臣、お願いします。

○平岡総務副大臣

すみません、ありがとうございました。

この報告書自体は、ここで議論していることとかなり共通しているといえますか、同じような問題意識を持って議論しているような気がするんですけれども、1つ、税と社会保障の番号制度というものが、ここではそんなにまだ議論はされていませんが、今、政府全体としては議論をしている中で、仮にその番号制度ができるとするならば、この報告書にはどういう影響を与えるんだろうか。

例えば、給付付き税額控除の執行可能性のところに疑問を呈しておられたり、あるいは総合課税は理想だけれども、分離課税を維持することが適当であると言ったりとか、あるいは本当に受益と負担というものをしっかりと見るということが消

費税の税率を引き上げるといふことの根拠みたいな、そうでなければ消費税で社会保障的なものを賄うといふことについての納得が得られないといふことであるならば、やはり受益と負担が明確になるようなものとしての番号制度といふものも必要なのではないか。こゝういふふうにも思ふんですけれども、この報告書にもし仮に番号制度ができるとしたら、この報告書にはどういふ影響を与えるかといふふうにお考えでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

お願いします。

○神野専門家委員会委員長

勿論、番号制度などがどういふ形で入るかといふことにもよるかと思ひます。例えばスウェーデンのように、完全に金融所得はつかまえるような形で入るかとかといふことによりますが、それを前提にして委員の方に意見を求めれば違つた意見が出てくるといふことは間違ひないこととして言えるかもしれません。逆に相続税その他についても、累積的に課税しろといふ意見すら多分出てくるかもしれませんので、恐らくこゝういふ番号制度が入つた暁には違つた意見も出てくるこゝういふふうに思われます。

○五十嵐財務副大臣

中野座長、お願いします。

○中野民主党税制改正 P T 座長

どうもありがとうございます。少し質問をさせていただきたいと思ひます。

1 つは固定資産税で、これは市町村の基幹税目なのですが、たびたびこゝでも言つていふのですけれども、かなり例外規定その他が多くて、本則が埋没してしまつていふ感もあると思ふんですが、固定資産税のそもそもの在り方で、我々もいろいろ議論はいたしましたが、結局、評価替えの時期、まだ少し時間があるものですから、その際に併せて抜本的な改革をしてはいかがだろうかといふ考え方に党の P T はまとめてしまつた、先送りしてしまつたのですが、その際の注意事項が 1 つ。

もう一つは地方の自主財源の在り方で、国が集めてひもつきでない交付金等にする方が地方としては楽だと思ふんですが、いわゆる国の自主財源として地方で独自に集める税の種類といふものはどういふものがふさわしいとお考えでしょうか。

○神野専門家委員会委員長

これも委員会として議論をしていふわけではないので、私の個人的な意見でよろしければですが、固定資産税といふ税金は恐らくシャープ勧告によつてできた税金で、償却資産を入れているといふ点で世界的にも特異な税金であると思ひます。もともとの性格としては地租と言われているものと家屋税と言われている税金から成り立っております。それで地租と家屋税といふものは、戦前は国家の基本でしたのでといふのは変ですが、すべてのものは天皇陛下のものでございましたので、一切の例外は認めないといふ基軸的な税金でございました。これは戦前に地方税に昭和 15 年に移すとき

もその反対ができたので、還付税といって、事実上国税のまま据え置いたままでやっております。

しかし、私は世界的に見ても、地方というものは、地方と国との違いは国境を管理しているか、国境を管理していないかの差なんです。つまり、動きが激しい税源といえますか、対象に税金をかけるというのは余り地方税としては望ましくないのですけれども、動かない不動産にかけるという税金はやはり基軸的な税金として押さえておくべきであろうと思います。

評価についても、私の考えではほかの国を比べてみると、日本は世界一適切に評価している国であると言っても言い過ぎではないと思います。フランスとかドイツはほとんど変えませんので、そういう点から言っても日本は執行面ではきちんとやっている税金であると思います。

抜本的な見直しとしてどういう点が問題になっているのか、少し私は思い付かないので、具体的にももしもお話があるのであれば個人的な見解を述べさせていただければと思います。

それから、国税と地方税の話ですが、課税権というものは3つあるというふうに、三位一体で成り立っているというふうに考えられていて、1つは立法権です。どういう税金をつくるかという権限で、もう一つは徴収権、徴税権です。もう一つは収入権、収入を得る権利というふうに分かれております。

それで、地方の役割が増加するにつれて、各国ともこの3つを全部地方に持たせる税金というものはなかなか仕込みにくいので、例えば固定資産税というものは徴税権も収入権も、それから立法権も地方にあるわけですが、正確に言いますと日本は地方税法で決めていますから限界があるかもしれませんが、立法権もある。

ところが、お話の例は多分、国が決めて、徴税も国がやって、しかし収入だけ地方が持っていくというような税があるわけですが、これは本来、地方に持っていくことが望ましいんですけれども、地方に持っていくと税務行政上などで問題がある場合にはその手を使うというのが普通であるというふうに考えています。

徴税権についても、ドイツは全部、徴税権というものは、連邦制度ですので、地方といいますか、州が持っていますから、全部州が集めるということにしている、ただ、これは共同税にしていますから、立法権も国と地方が共同で持っている。ドイツの場合には参議院が、地方の代表が集まっている議院とみなしていますから、参議院がOKすると地方も合意したということになりますので、国と地方が共同で意思決定したということになります。それから、徴税権は地方が、つまり州が持っていますけれども、収入権は大体、多くの税金が、42.5%を連邦、42.5%を州、それから15%を市町村というふうに分けまして、付加価値税も所得税も、基幹税は全部共同税にしてしまうということをやっている国もありますので、それぞれいろんなやり方があるかと思いますが、全部を持つことが必要かどうかということについては議論があるところでは

ないかと思えます。

少しお答えしているかどうかはわかりませんが。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

1つだけ関連して、今、お答えの中にありましたが、具体的に言いますと、日本の場合は航空機、船舶、いわゆる動く、不固定なものに対する固定資産税というものがある。日本独特のものかもしれません。これは今、航空業界や船舶業界からもいろんなことを、そのことに関連した陳情、いわゆる国際競争力の問題とかで、一番、その原因を成している問題であるんですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○神野専門家委員会委員長

これもシャープ勧告で、いわゆる減価償却資産として課税をされることになりました。ただ、船のように動き回ることについては、トン税という税金ができる経緯にもよるんですけれども、これも今は全く変えていますから少し正確ではないのですが、私も年を取ってきて、固定資産税を課税しないで、むしろトン税で、外国船舶であろうと日本船籍であろうと、港に入るたびに取りますからトン税でいいではないかというトン税ができてはいるはずなんです。

ただ、そのときにはかけていなかったんですが、現在は船舶にも固定資産税を、片山総務大臣にお答えいただいた方がいいかもわかりませんが、いろんな経緯があって、結局、船舶にもかけていますけれども、同時に船舶の固定資産税についてはトン税その他によって調整しているというふうに了解しています。

○中野民主党税制改正PT座長

どうもすみませんでした。

○五十嵐財務副大臣

私からも1つお伺いしたいことがあるんですが、企業立地の競争力という点では単なる表面税率より限界実効税率というものが有効であると言われております。新たな投資で資本を追加した場合に、追加的な資本に対して税のコストがどのくらいになるかという数字であると思えますが、これは日本では、日本は20%台前半で、欧米と余り変わらないという説があるんですけれども、研究者の論文は見ておりますが、それが学会で確立された考え方なのかどうか。余り種類を見ないものですから、この限界実効税率について一定の評価というものがなされているのかどうかというのを伺いたいと思えます。

○神野専門家委員会委員長

学会全般でどうかと言われますと、私も自信がなくなります。副大臣の御見解のおりなのではないか。学会というところはほぼ確定した答えは出てきませんので、どこが1つかと言われますと、どれが真実かと言われますとなかなか難しいのと、それ

から、この種の問題はデータの取り方、あるいは取る時期などによっていろいろ違ってまいります。税だけで立地するというわけではないので、他の要綱をどうやって考慮するかということについてはいろいろ議論が分かれるところではないかと思えます。

私の調査した限りではドイツが、連邦は税率を含めると企業が立地してくると考えているんですが、地方はそんなことはないと言っているんです。フランクフルト州は、我が国に企業立地が多いのは、航空の要地であったり、様々な大学の集積があったりするから立地してくれるので、税金などは関係ないと言っているので、ドイツの法人税の引下げのときには連邦は引き下げたんですが、地方の営業税は全然引き下げずにそのまま侵食されるというような事態が起きたりしていて、そこら辺はいろいろ見解が分かれてしまうところではないかと思えます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

もう時間ですので、いいです。

○五十嵐財務副大臣

それでは、ありがとうございました。今後、この中間整理も踏まえつつ、税制調査会における審議をこれからも進めてまいりたいと思えます。

なお、本論点整理につきましては本日の税制調査会終了後、対外的に公表させていただきたいと思えます。

神野先生、ありがとうございました。

○神野専門家委員会委員長

どうも失礼ばかり申し上げて、申し訳ありませんでした。

(神野専門家委員会委員長退室)

○五十嵐財務副大臣

次に平成 23 年度税制改正の審議も大詰めに入ってきておりますので、7 日、8 日の審議事項について討議を行いたいと思えます。

まず、昨日、中野民主党税制改正 P T 座長よりお話のあった、企業の現預金や内部留保について、池田副大臣から御説明をいただきたいと思えます。

○池田経済産業副大臣

お答えさせていただきます。昨日御指摘のありました企業の現預金と内部留保について簡単に申し上げたいと思えます。簡単な資料を準備いたしました。

1 ページ目ですが、まず、現預金についてですが、配付資料の 1 ページ目を御覧いただきたいんですが、企業の現預金、およそ 200 兆円のうち、最近の増加分のほとんどは中小企業が積み上げたものでございます。この上のグラフです。これは金融環境の悪化に対応した貸し渋り対策というという面が強いと考えられております。

次に、2枚目であります、中野会長から御指摘のあった内部留保について少し述べたいのですが、2ページ目にありますとおりであります、中野座長に御指摘いただいた内部留保、すなわち利益剰余金については、確かに90年代から金融危機に直面して中野先生と一緒にいろいろやりましたけれども、大企業は負債の返済に充てられる一方、自己資本比率をそれによって高めてきたということは言えると思います。

ただし、直近では、我が国企業の自己資本比率は欧米に遜色のない水準まで到達しております。バーゼルの委員会とかいろいろございますが、今後は企業は攻めの投資を行い、内部留保は設備投資と資産の増加にもあることが期待できると考えております。

なお、内部留保は、税引き後の利益の累積でありまして、課税するとなれば、二重課税になります。また、資産の増加に既に充てられております。

3ページ目は、用意したものがありませんが、時間がないので、これは御覧になっていただきたいと思っております。経団連も、そして、また我々の政府といいますか、国内投資促進円卓会議でも、もう既に出ておりますように、経済界は民間設備投資を5年後には84兆円、10年後には104兆円まで拡大するという積極的な投資行動目標を示しております。

なお、付言すると、よく内部留保にいつてしまうのではないかということをおっしゃりますが、中小企業は内部留保が足りないから、それが必要だと思っておりますが、大企業ではそうではないと。データもよく帝国データバンクの資料が出るんですが、これも一度申し上げましたが、我々がやったところ、やはり内部留保ではなくて、積極的にこれを投資等に当てるとい調査結果が出ております。

それから、色刷りのきれいな1枚の紙が行っていますね。これは原料用途免税の恒久化、世界標準は、本則非課税・恒久化。以下、各国非課税という構図になっております。

これは、何よりもこの資料が物語っておりますので、何も申し上げません。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。これに関連して、尾立政務官より留保金課税について御説明いただきたいと思っております。

○尾立財務大臣政務官

それでは、昨日、中野座長より法人課税について御質問、御意見をいただきましたので、御説明させていただきたいと思っております。

お手元に資料と書いてある紙の中を御覧ください。

我が国の特定同族会社の留保金課税の仕組みをお示ししております。以前は、中小企業も対象としておりましたが、平成19年度改正で中小企業の資本蓄積を促進する観点から、中小企業を対象から外しております。

なお、諸外国について取り急ぎ調べた範囲では、我が国のほか、米国にも同族会社についての留保金課税の制度がございます。これらは、同族会社においては、利益を内部に留保して、株主の所得税を回避する傾向があることから、個人企業と同族会社との間の負担の公平を図るために導入されているものでございます。

同族会社以外の企業にも留保金課税を導入しても、制度の仕組みからすると、雇用や設備投資というより、配当の増加につながってしまうのではないかとと思いますが、他方で、不必要な内部留保が企業にたまり、投資や雇用に回らない状況は望ましいものではないと考えます。

こうした問題意識を本体会合や租特等 P Tにおいて提起してきたことが 11 月末にとりまとめられた国内投資促進プログラムにおいて経済界から業態ごとの投資目標や減税分は投資や雇用に回すという姿勢が示されることにつながったと考えておりますが、これがどのように担保されるかということが引き続き課題として残っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、次に平岡副大臣から御質問のあった障害者を多数雇用した場合の割増償却制度の適用実績について小宮山副大臣より御回答をいただきたいと思っております。

○小宮山厚生労働副大臣

昨日、平岡副大臣から御質問がございました、障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の実績は、平成 21 年度で 29 企業、減収額 1,400 万円と利用実績は非常に低調です。その利用実績が低調であることの要因の 1 つとして、従業員に占める障害者雇用割合が 50% 以上である。または従業員に占める障害者数が 25% 以上かつ障害者数が 20 人以上、そのいずれかを満たすことというように厳しい要件を課しているため、そもそも対象企業数が少なくなっている、このことが考えられます。

このため、今般、提起をさせていただきましたのは、特に重度障害者を多く雇用している企業に対して、従業員に占める障害者雇用割合を要件から外すこと、そのことによりまして、177 企業、減収見込み額 8,600 万円と、現在の 6 倍程度の利用増を見込んでいる。そういうことでございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ただいま、御回答や御説明を含めて、自由に、どうぞ御発言をいただきたいと思っております。

中野座長。

○中野民主党税制改正 P T 座長

財務省の方へ質問したつもりが、経産省の方から答弁が返ってきて、再質問しにくくなった。いわゆる金融再生法で池田さんと一緒に汗をかいた 10 年前のことも思い出しておりましたけれども、私は、大々的にこの政府税調で議論し始めた冒頭から、法

人税に絡んで内部留保の表が出てきて、その使い道についてどうこうという話が出てきて、それで、財務省の方から話があって、あれがいつの間にか断ち切れたように私は印象を持っておったわけです。

それは、経産省の反論に屈したといっちは問題がありますが、そういう意味ではなくて、それはそれで話が協調性ができたのかと思ったりもいたしておりましたが、今、尾立政務官の方から、例えばあれが1つの刺激剤になってというか、きっかけになって、投資、雇用へ回っていく、そういう方途が付けられたのではないかというふうにおっしゃられました。本当にそうであれば、私はそれはそれで守りたいと思いますけれども、これは大変な経済財政の危機の中で、政府の大変苦勞し、国民の皆さんにも負担増をいただくというようなことの中で、経済界もまた何らかの形でそれに対して御協力をいただける、みんなでここに挙げてこの難局を乗り切るという姿勢がやはり必要なのではないかというふうに思いますので、せつかく財務省が指摘をされたあのことが本当にそのままそのとおりであるならば、私は、もっと工夫の余地があってしかるべきではないか。

ただ、内部留保金とは言うけれども、これは、現金または預貯金で留保されているのが全部というわけではないわけで、何らかの用途にそれは活用されているわけですから、現金があるんだから、その一部をちょうだいというわけにはいかない性格のものであり、二重課税の問題もありと、その辺は百も承知の上で、しかし、内部留保と名付けられて、それが1つの課税もされた後の1つのゆとりのあるものとしてされるならば、それは協力していただける余地があるのではないかというふうに思います。

もう一つ、ここに中小企業の預貯金については、この金融環境の悪化に対応した貸し渋り対策、これはそれこそ池田さんと私がやった重大なテーマであったわけであり、もし、これがそうだとするならば、ここにこそ問題があるのであって、これについて政府はどう対応するか、我々は考えなければいけないのではないかと思うわけです。

民主党のマニフェストでは、例えば連帯保証人制度をやめましよう、この前の参議院選挙のマニフェストに書きましたが、これらのことも踏まえて、もう少し、本当に情のあるというか、現実にはしっかり対応した金のめぐりをいかに活性化させるか、そして、いかに国を挙げて、これは政府はもとよりであります。政治家も自ら血を流す、経済界も、その上で国民の皆様へという哲学が何か一貫してないといけないんだというふうに思う。まだ、我々の説明不足もあると思いますが、国民の皆様が納得いただける傾向に、今、なっているかどうか。ちょっと自省をしなければと、今、思っているところです。

短絡的に言いますと、このままいきますと、個人に増税、法人に減税と、どこかの党がやたら演説を打っているようになりますが、でもそのイメージを拭い去ることができない。しかし、この増税部分は給付等でやるわけですから、トータルとして見れ

ば、何も国が借金返しにお金を増税して集めているという話ではないわけで、トータルとして見ないと、税制だけ見ると、増税の印象を与えるということになりかねない。こういう説明責任も我々は外さないといけないと思いますので、あえて、この内部留保について先般来、問題を指摘し、質問したのは、そういう意図も含めてであります。これらのことについて、ひとつ是非今後の議論の素材にさせていただきたいし、また、財務省または玄葉大臣何かお考えがあれば、お聞かせをいただければと、これは私に対する答えというよりも、むしろ国民の皆さんに対する答えではないかと。

○五十嵐財務副大臣

池田副大臣。

○池田経済産業副大臣

余り発言してはいけないんですが、大変重要なテーマなので、今、尾立さんから話があって、非常に前向きな話をされて、中野先生の指摘は大変重要な指摘でありまして、やはりそのお金を投資や雇用に回さなければいけないと。

私たちは、今、いろいろ法人税の実効税率の引下げのために努力をしておりますが、国内投資プログラムでも、経済界から決意表明がございましたが、これが成就すれば、何らかの経済界との間で、それを担保する措置を、今、検討しておりますので、それだけ申し上げておきます。

○五十嵐財務副大臣

中野先生の御指摘は、全くごもっともだと思っております。税制調査会でも、そして、会長、会長代行会議の場でも実は議論も始まっております、今後も法人課税の議論に際しては、経済効果や雇用や投資の状況をフォローアップしていきながらということが国民全体にとっていいのかと、また、歳出の方も含めて国民にどういうメリットを政府として、政権として提供できるのかということの説明できるようにまいりましょうということも話し合っておりますので、今後とも先生の御指摘を重く受けとめて論議を続けていきたいと思っております。

○玄葉国家戦略担当大臣

一言だけ私からも申し上げますと、会長からの御指摘なので、私は、今回の税制というのは、一言であえて申し上げれば、デフレの脱却と格差是正ということが1つだと思います。

それと同時に、今、五十嵐副大臣からもお話がありましたけれども、予算も合わせて見ていくということが必要で、予算もデフレ脱却、成長雇用、それと生活第一と、その生活第一の中には、つまりは、子ども手当の一部上積み、あるいは高校の授業料の無償化、求職者支援のみならず、これまで光がなかなか当てられなかったところに当てていく。そういうことも含めて、予算も含めた全体でそういう絵をきちんとメッセージとして伝えていくということが必要だと思っております。

あと、余りここで個々に話をすると、いろいろ支障も出ると思います。大枠を言え

ば、そういうことではないかと思えます。

○中野民主党税制改正PT座長

玄葉さん、わざわざ申し上げたのは、たまたまいらっしゃったのと、もう一つは政府がある意味一番大きなスポークスマンの役割を果たしておられるので、あえてお聞きしました。別にここでの答弁だけではなくて、これからどうぞ、なお一層御努力ください。

○玄葉国家戦略担当大臣

もう一言付け加えれば、池田副大臣がおっしゃったように、法人税がどうなるかというのは、これからの最終的な結論ということですが、いずれにしても、雇用、投資、こういったことが一番大事なテーマにつながってくるというふうに認識をしています。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。東副大臣。

○東内閣府副大臣

今日は、自由討議の場なので、1つは意見と、もう一つは是非質問をしたいと思っています。

1つは、これまで税制の論議をこれまでずっとしてきているんですが、税制を論議する際の基本的な視点について、若干意見を申し上げたいと思いますが、これまでの税制調査会での議論を伺っていますと、税制を考える際に、ともすれば、静的な状況を前提に議論されているような気がしてなりません。

先ほど神野委員長からの専門家会議の御報告書をいただきました。それは専門家としての立場で、税のありよう、あるべき姿、それはそれとしてちゃんとした報告書だと思います。

しかし、現実に私たちが住んでいる経済実態というのは、言わば生き物でありますから、特に現在のような、また、今、戦略相がおっしゃったとおり、デフレに苦しんでいる経済状況の中で、そういう政的な議論で本当にいいのかと、ダイナミックな視点が欠かせないのではないか。

そういう意味で、例えばこの場でも何でも言われて、私は腹立ち紛れになることもあるんですが、証券税制については、昨年既に決着したのではないかという議論がしばしばなされました。足元の景況感、先行きの景気の見通しなどを見ると、昨年に比べて、明らかに私たちは悪いと見ています。それに対して、ある方々は、それはいいと、まず、そういう認識から共有しない限り、この問題というのは決着に結び付いていけないのではないかと思えます。

あるいはまた、イスラム債についても、現在は事実上、それが発行できないような税制となっているため、これまでの発行実績はゼロです。したがって、仮にイスラム債に関する要望をしている非課税措置を講じたとしても、減収額もまたゼロです。こ

のような状況の中で、本当に証券の軽減税率をここで止めてしまうのか、減収額ゼロの税制改正を行わず、イスラムマネーが事実上入ってこないような状態をこのまま放置し続けるのか、それとも経済に対する、私たちがとらえているネガティブインパクトを避けるため、先ほど大臣もおっしゃったとおり、デフレからの脱却が確実になるまで、証券の軽減税率を延長するのか、また、アジアのメインマーケット、これは成長戦略の第7章でうたっています。私たちは、日本はアジアのメインマーケットあるいはまたメインプレイヤーとして頑張るんだと言っているんです。そういう意味で、イスラムマネーを呼び込めるような税制上の手当を行うのか、こういった金融を含む日本の経済の活性化、成長、発展をどうするかといったことについて、政治的な決断が問われるような、私はそういう議論を期待しているわけです。

現在のような厳しい経済状況であるからこそ、税制調査会においても経済活性化というものをしっかりと見据えた、先ほど大臣もおっしゃられたとおり、デフレからどうやって脱却するんだと、そういうダイナミックな視点からの議論が必要であること、そのことを今一度私は強調しておきたいと思います。これは意見です。

もう一つ、これはよくわからないんですが、本日はテーマを決めない自由討議ということですが、本日の議論が税制調査会の意思決定プロセスの中で、一体どのように位置づけられていくんですか。

例えば、昨日税制調査会で、法人税率引下げの代替財源案について議論させていただきました。こうした極めて重要な問題について、今後どのようなプロセスで決まっていくのか、必ずしもよくわかりません。今後の決定プロセスについて、何かお考えがもう既にあるとするならば、それも是非税制調査会に参加して、熱心な討議をしているみんなに開陳をしておいていただきたい。これが、私の質問です。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

今の質問につきましては、先日も最初に申し上げたと思いますが、ここでの議論を踏まえて、一致している方向のものもあります。それから、意見が分かれている部分もあると思いますが、会長、会長代行の間で整理を一たん引き取ってしていただきまして、ここでもう一回方向が出れば、お諮りをいたしますし、また、案を出した形で、もう一度この税調の場に戻して、そこで御審議をいただいて決定をすると、こういうことになっております。

どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

昨日、海江田さんがたまたまおっしゃっていただいたので、若干税理士法に関連して補足をさせていただきたいと思います。

実際、問題を論じる気持ちはないのですが、税理士という仕事については、弁護士も登録をすれば税理士、公認会計士も登録をすれば税理士の資格が取れるということ

で、大変ときどき複雑になります。

弁護士は法務省所管、公認会計士は金融庁所管、税理士は財務省所管、しかしながら、他省庁の所管であるにもかかわらず、法律によって税理士の資格登録ができるという形。ところが、弁護士資格を取る司法試験の中で、税理士に必要な税法について、そこまで細かい勉強をされる機会というのは、そんなにならなうと思ひますし、公認会計士は文字通り監査が本職です。役割分担をこれらのことについては明確にしなければいけないのと、税理士の権益とまでは言ひませんが、税理士の本来のあるべき姿について、しっかりと財務省、また、国税庁がそのあるべき姿、そして、税理士の社会的な役割、任務、使命、これらについて、もう少し関心を持っていただきたいということ。今日まで、これを言う意味、背景というものは、もういちいち言ひませんが、もう少し関心を持っていただきたい。

それで、税理士の果たす役割というものは、今回、納税環境の中でも大変大きな役割を示すことになると思ひます。これは不服審判所との関係も、それから租税教育の観点からも、それから今回は1年、3年、5年の問題も5年に合わせるという話にいたしましても、税理士の果たす役割は大変大きくなります。これらのことも合わせて、平成19年、前政権の時代ですが、23年に税理士法の見直しをするということが決まっています、23年というものは、税理士法見直しの年を迎えるわけです。

そういうことを考えますと、私は単に1行や2行で、この大綱に書くというだけではなくて、もう少しそこは掘り下げた問題意識を持って御検討いただきたいと思ひます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

昨日の海江田大臣、また、今日の座長の御意見も踏まえて、この内容については検討させていただきたいと思ひます。

○五十嵐財務副大臣

では、小泉政務官。

○小泉国土交通大臣政務官

国交省から簡単に2点だけお願い申し上げたいと思ひます。

1点が、運輸事業振興助成交付金についてでありますけれども、この点につきまして、地方税の還付という現行の制度創設の原点に立ち返って、税務当局におきまして、実効性が高まるよう、適切に対応していただくことを、まず、1点として御要望申し上げたいと思ひます。

もう一点が、地球温暖化対策のための税に関連してであります、国土交通省におきましては、次期通常国会に向け、交通基本法の制定について鋭意検討を進めているところであります、是非、物流公共交通の担い手であります海運、鉄道、営業用ト

ラック、バス、航空等に使用される燃料につきましては、免税還付といった特例措置を講じることを強く要望しておきたいと思います。

なお、既に環境税を導入しております北欧諸国など、環境先進国では運輸部門に対し免税などの措置を講じていることも踏まえて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○五十嵐財務副大臣

笹木副大臣。

○笹木文部科学副大臣

先ほど御意見もあったので、この経産省の資料の3ページで、経団連のこの発言が書いてあるわけですが、大事なのは、さっき格差という言葉もありました。そして、成長とか雇用ということもありました。研究開発税制、これは受けている件数の5割以上が地方も含めた中小企業だということなんです。

ですから、是非、拡充化あるいはさらなる政策誘導、これをしっかりやっていただきたいと思っています。

○五十嵐財務副大臣

それでは、尾立政務官。

○尾立財務大臣政務官

経産省から出されたナフサ免税の恒久化の件について、ちょっと意見を言わせていただきたいんですが、御指摘のとおり、欧米各国においてナフサに関しては、恒久的な免税措置が規定されておるところでございます。そのとおりでございます。

ただし、欧米主要国において、ナフサをなぜ恒久的に免税としているかという点、その課税される税がおおむね一般財源と実はされております。英、独、仏、デンマーク、スウェーデン等々、炭化水素税、エネルギー税、CO₂税等々いろんな呼び方はあるんですけども、それはすべて用途は一般財源になっております。

そういう意味で、我が国においても一般財源となっております地方揮発油税については、ナフサが恒久的に免税となっております。

一方、下の石油石炭税、2年間と書いてある方、こちらは石油及び石油製品の消費に広く負担を求め、石油備蓄等の石油対策の財源を確保する観点から創設され、特定財源になっております。

したがって、石油対策の裨益を受ける業界は、本来は等しく負担をすることが原則であるということですが、石油化学業界の国際競争力を確保する観点から政策的に免税にしているということでございますので、是非、その点は御理解をいただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

池田副大臣。

○池田経済産業副大臣

私は、今日は資料を持ってきただけで何も言いません。余り戦線を拡大して、二正面作戦は力がないから、まずは法人課税についてやると。まず、1つずつやっていくということをやりますので、お手やわらかによろしく。是非、これは実現してください。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございました。本日の会議は、以上で終わります。明日の税制調査会は、主要事項のとりまとめ案、要望項目等の最終整理案等について審議を行います。

なお、記者会見は、通例どおり間もなくこの場所で行います。本日は、散会いたします。

ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。